

# 入札・契約制度の改正について

平成24年10月1日から

本市においては、従来から入札・契約制度の改善に取り組んでおり、一般競争入札の拡大及び電子入札の導入に努めてまいりました。

こうした中、入札結果及び公共事業を取り巻く状況や厳しい経済情勢等を踏まえ、公正な競争をより一層推進するとともに適正価格での契約を行うため、次のとおり入札・契約制度の改正を行います。

## 1 事後審査型一般競争入札における1人入札の場合の取扱いの変更

事後審査型一般競争入札において、入札者が1人だけの場合には入札を中止しておりましたが、今後は通常どおり入札を実施します。

## 2 「瀬戸市電子入札実施要領」の改正

地方自治法施行令改正（平成23年12月26日）に伴い「瀬戸市電子入札実施要領」第11条の開札時における立ち会いに関する規定について改正します。改正後の要領は当サイト内「瀬戸市電子入札実施要領」でご確認ください。